

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年12月21日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第35号

秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則
秋田市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年秋田市規則第2号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項の表第12号の3中「養育する満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある」を削る。

附 則

この規則は、令和5年1月1日から施行する。